

(第1-2関係)

補足資料9 特別監察において不適切な取扱いが確認されなかった対象職員による鑑定(404件)の分類表

DNA型鑑定	393件
犯罪捜査目的	340件
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定	150件
1 犯人を検挙している事件に関する鑑定	68件
① 鑑定結果を送致しているもの	35件
② 鑑定結果を送致していないもの	33件
2 捜査中の事件に関する鑑定	30件
3 時効が成立している事件に関する鑑定	44件
① 鑑定結果を送致しているもの	4件
② 鑑定結果を送致していないもの	40件
4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定	8件
II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定	116件
① 鑑定結果を送致しているもの	49件
② 鑑定結果を送致していないもの	67件
III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定	74件
1 事件性を判断するためのもの	40件
2 身元の確認を行うためのもの	34件
犯罪捜査目的以外	53件
IV 死体の身元を確認するための鑑定	40件
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定	13件

DNA型鑑定以外の鑑定	11件
犯罪捜査目的	11件
VI 犯人を特定し、検挙するための鑑定	8件
1 犯人を検挙している事件に関する鑑定	3件
① 鑑定結果を送致しているもの	2件
② 鑑定結果を送致していないもの	1件
2 捜査中の事件に関する鑑定	1件
3 時効が成立している事件に関する鑑定	3件
① 鑑定結果を送致しているもの	1件
② 鑑定結果を送致していないもの	2件
4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定	1件
VII 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断を行うための鑑定	3件

(注) 1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件として計上しており、1事件で複数の鑑定を行ったものがある。

C 【1-1① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：35件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		押収した凶器（包丁）、被害者供述	包丁に付着した血痕ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○				
2					現場にあった血痕ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○				
3	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。	○	押収した覚醒剤、防犯カメラ、参考人供 述	被疑者方にあった血痕ようのものを拭っ たガーゼ片	あり	○				
4	住居侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。		足跡	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
5	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。		不明	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				
6	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。	○	自供、引き当たり	現場に遺留されたペットボトルを拭った ガーゼ片	あり	○				
7	公然わいせつ事件	被疑者は、駐車中の自動車内において、公然とわいせつな行為をし たものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	被疑者の使用車両から押収したタオル	あり	○				
8			○		ストローを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○				
9	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。		犯行現場において逮捕、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片 【2点】	あり	○	○			
10			○		注射器	あり	○				
11	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	目撃者供述、被害者供述	被疑者の指を拭ったガーゼ片【10点】	あり					
12	窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。	○	不明	侵入口に付着した血痕ようのものを拭っ たガーゼ片【2点】	あり	○	○			・うち1点から被疑者のDNA型 （混合含む）を検出
13	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。	○	捜索差押、押収した覚醒剤、犯行現場に おいて逮捕、自供	注射器【2点】	あり	○	○			
14	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車内から、現金等を窃取したものである。	○	防犯カメラ、使用車両	被疑者が所持していたマイナスドライ バーを拭ったガーゼ片	あり	○	○			
15	窃盗事件	被疑者は、自動販売機内から、現金を窃取したものである。		自供	自動販売機を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○		
16	窃盗未遂事件	被疑者は、事務所に侵入し、物色したものである。		自供	事務所内を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
17	佐賀県迷惑行為防止条例違 反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿ようのものをかけたものである。		ドライブレコーダー、警察官の目撃、自 供	現場に遺留された尿ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○	○			・同一被害者に対する連続犯行事 案（A【1-3①】2、A【1-3②】 6、B【1-1①】6、C【1-3 ②】26,27,28,29,30,31）
18	道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、壁に衝突し、同乗する被 害者を死亡させたものである。	○	ドライブレコーダー、目撃者供述	被疑者から採取した血液	あり	○	○			
19					被害者から採取した血液	あり	○	○			
20	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。		捜索差押、押収した大麻、自供	パイプを拭ったガーゼ片	あり	○	○			

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真的有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
21	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。		捜索差押、押収した覚醒剤、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定）	被疑者方にあったティッシュ【2点】	あり	○	※（注2）			
22	建造物侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、コインランドリーに侵入し、物色したものである。	○	防犯カメラ、自供	被疑者が遺留したペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	○			
23	窃盗事件	被疑者は、自動販売機内から、現金を窃取したものである。		自供、引き当たり	領置した金属用切断砥石を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
24	窃盗事件	被疑者は、会社の敷地内から、自動車等を窃取したものである。	○	職務質問時に被害車両を運転、自供	被害車両内から採取したタバコの吸い殻	あり	○	○			
25	自殺幇助事件	被疑者は、自殺を幇助したものである。		防犯カメラ、解剖結果、自供	死亡者の爪を拭ったガーゼ片【10点】	あり	○	※（注2）			
26	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を使用したものである。		捜索差押、被疑者の尿の鑑定、押収した覚醒剤	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○			
27	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物品を窃取したものである。	○	防犯カメラ、車両捜査、面割り、自供	被害者方にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			
28	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。	○	被疑者携帯捜査、被害者供述、面割り、自供	被害者の身体から採取した資料	あり	○	○			
29	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。		捜索差押、押収した大麻、犯行現場において逮捕	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
30	不同意性交等事件	被疑者は、被害者が16歳未満であることを知りながら、同人と性交したものである。		目撃者供述、被害者供述、自供	被害現場のカーペットを拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	※（注2）	○		
31	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。		被害者供述、自供	被害者を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
32					被害者の着衣	あり	○	※（注2）			
33	人身交通事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、石垣に衝突し、死亡したものである。		目撃者供述	被疑車両のエアバッグ	あり	○	○			
34	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に唾液ようのものを吐きかけたものである。	○	自供	自動車に付着した唾液ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○	○	・同一被害者に対する連続犯行事案（B【1-1①】11、C【1-1①】35）
35	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、ドアに唾液ようのものを吐きかけたものである。	○	自供	ドアに付着した唾液ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○	○	・同一被害者に対する連続犯行事案（B【1-1①】11、C【1-1①】34）

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【1-1 ② 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：33件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を包丁で数回突き刺すなどしたが、切創等の傷害を負わせたにとどまったものである。			犯行現場において逮捕、目撃者供述、被害者供述	包丁に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○				
2			○			包丁を拭ったガーゼ片	あり	○				
3	詐欺事件	被疑者は、無銭宿泊を行ったものである。	○		目撃者供述、自供	現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり	○				・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出
4	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。			自供	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片【4点】	あり	○				
5	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。			足跡	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
6	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車内から、物品を窃取したものである。			防犯カメラ、自供、引き当たり	被害車両内部を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○			
7	窃盗事件	被疑者は、飲食店に侵入し、現金を窃取したものである。			自供	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
8	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
9	詐欺事件	被疑者は、無銭宿泊を行ったものである。			防犯カメラ、自供	現場に遺留されたティッシュ	あり	○				
10	ひき逃げ事件	被疑者は、無免許で自動車を運転中、過失により、被害者が乗車する自動車に衝突し、同人に傷害を負わせ、現場から逃走したものである。			自供	容疑車両内に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				
11	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物品を窃取したものである。			自供、引き当たり	遺留された物品の一部を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）	○				・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
12	窃盗事件	被疑者は、事務所に侵入し、物品を窃取したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）	○				・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
13	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。			自供	現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）	○				・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
14	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。			自供	現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】	あり（鑑定中止）	○				・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
15	器物損壊事件	被疑者は、宿泊施設の寝具を汚損したものである。			自供、引き当たり	現場に遺留されたタバコの吸い殻【3点】	あり	○	○			
16	無免許過失運転致傷事件	被疑者は、無免許で自動車を運転中、過失により、被害者が乗車する自動車に衝突し、同人に傷害を負わせたものである。			自供	被疑車両のエアバッグ	あり	○	○			
17	住居侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。			自供	現場付近に遺留された石を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
18	窃盗未遂事件	被疑者は、店舗に侵入し、物色したものである。			自供	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
19	窃盗事件	被疑者は、商店から、商品を窃取したものである。			指紋、自供	現場に遺留されていた物品を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
20	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。			自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
21	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。			足跡、自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片【2点】 被害者方を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			
22						侵入口に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
23	窃盗事件	被疑者は、資材置き場から、自動車を窃取したものである。		防犯カメラ、自供、引き当たり	被害車両内に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	○			
24	窃盗未遂事件	被疑者は、さい銭箱内を物色したものである。		自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			・同一被害者に対する連続犯行事案（C【1-1④】25）
25	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。		防犯カメラ、自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			・同一被害者に対する連続犯行事案（C【1-1④】24）
26	窃盗事件	被疑者は、被害者の財布内から、現金を窃取したものである。		防犯カメラ、SNS、参考人供述、被害者供述、自供	現場に遺留されたストロー等を拭ったガーゼ片【2点】	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
27	窃盗事件	被疑者は、商店から、商品を窃取したものである。		犯行現場において逮捕、自供	被害品を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		
28	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者に暴行を加えたが、昏睡状態に陥らせるにとどまったものである。		捜索差押、押収した凶器、被疑者携帯捜査、自供	凶器を拭ったガーゼ片【9点】	あり	○	○			
29	暴力行為等処罰に関する法律違反事件	被疑者は、被害者に凶器を示して脅迫したものである。		目撃者供述、自供	凶器を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
30	大麻取締法・覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、大麻及び覚醒剤を所持したものである。		捜索差押、押収した大麻・覚醒剤、犯行現場において逮捕	被疑者方にあった吸い殻のようなもの	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
31	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を使用したものである。		捜索差押、被疑者の尿の鑑定、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
32	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車の部品を窃取したものである。		自供	被害車両の金属部品を拭ったガーゼ片【4点】	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
33	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。		捜索差押、防犯カメラ、車両捜査、自供	被害品から採取した微物【2点】	あり	○	○	○	○	※（注3）

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

（注3） 佐賀県警察において不適切と判断されていたが、特別監察において不適切な取扱いが確認されなかったもの（A【1-1②】16と同じもの）

C 【1-2 捜査中の事件に関する鑑定（30件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	傷害容疑事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○				
2	傷害容疑事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
3	窃盗未遂事件	被疑者は、駐車場から、バイクを窃取しようとしたものである。		現場に遺留されたハサミを拭ったガーゼ片	あり	○	○			・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
4	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。		現場に遺留された軍手から採取した微物	あり	○	○			
5	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。		被害者方にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
6	窃盗事件	被疑者は、事務所に侵入し、物品を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
7	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
8	邸宅侵入・窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。		現場に遺留された軍手から採取した微物	あり	○	○			
9	窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入し、下着を物色したものである。		被害品から採取した微物	あり	○	○			
10	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車内から、現金等を窃取したものである。		現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	※（注2）			
11	脅迫事件	被疑者は、封書を被害者に郵送して、脅迫したものである。		切手【3点】	あり	○	※（注2）	○		
12	脅迫事件	被疑者は、封書を被害者に郵送して、脅迫したものである。		切手【2点】	あり	○	※（注2）	○		
13	窃盗事件	被疑者は、旅館に侵入し、物品を窃取したものである。		現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
14	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		被害者方を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○			
15	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者に対し、誹謗中傷する内容の封書を郵送したものである。		切手	あり	○	※（注2）			
16	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、事務所に侵入し、現金等を窃取したものである。		事務所内を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
17	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、施設に侵入し、物品を窃取したものである。	○	現場に遺留された空き缶を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○	○	・うち2点からDNA型（混合含む）を検出 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
18	窃盗未遂事件	被疑者は、さい銭箱内を物色したものである。		さい銭箱を拭ったガーゼ片	あり	○	○			・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
19	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。		被害者を拭った綿球	あり	○	※（注2）			・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
20	窃盗事件	被疑者は、駐輪場から、自転車を窃取したものである。		被害品かご内に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
21	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		現場に遺留されたライターを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
22	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○	○		
23	住居侵入未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入しようとしたものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
24	道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、街路樹に衝突したものである。	○	被疑車両内を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○	○	
25			○	被疑車両に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○	○	
26	建造物侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、飲食店に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
27	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。		被害者の着衣を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
28	器物損壊事件	被疑者は、信号柱にペンキスプレーを吹き付けて、汚損したものである。		現場に遺留されたスプレー缶を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
29	器物損壊事件	被疑者は、宿泊施設の壁を損壊したものである。		現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・被害届が取り下げられている
30	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。	○	被害者を拭った綿棒【2点】	あり	○	○	○	○	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【1-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：4件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【4点】	あり	○				・うち1点からDNA型（混合含む）を検出
2	窃盗事件	被疑者は、会社の敷地内から、物品を窃取したものである。		現場に遺留された金槌を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
3	窃盗事件	被疑者は、事務所に侵入し、現金等を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
4	窃盗事件	被疑者は、船内の備品を窃取したものである。	○	現場に遺留されたタバコの吸い殻【4点】	あり	○	○			・うち1点からDNA型（混合含む）を検出

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

C 【1-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：40件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	詐欺事件	被疑者は、代金を支払わずに店舗のサービスを受けたものである。	○	現場に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○		○	○	
2	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	現場に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				
3	傷害容疑事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
4	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。	○	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				
5	器物損壊事件	被疑者は、被害者の衣服に精液ようのものをかけ、汚損したものである。	○	精液ようのものを拭ったガーゼ片から得られた沈渣	あり	○				
6	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
7	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○				
8	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○				
9	声かけ事案	被疑者は、被害者に声をかけたものである。		現場付近に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
10	器物損壊事件	被疑者は、宿泊施設の窓ガラスを損壊したものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○				
11	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車内から、物品を窃取したものである。		現場に遺留された金属部品を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
12	建造物侵入事件	被疑者は、施設に侵入したものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭った綿棒	あり	○				
13	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自転車に精液ようのものをかけ、汚損したものである。	○	自転車に付着した精液ようのものを拭いたガーゼ片	あり	○				
14	郵便法違反事件	被疑者は、郵便ポスト内の郵便物を汚損したものである。	○	郵便ポスト内に投げ込まれたアイスの空を拭いたガーゼ片	あり	○				
15	窃盗未遂事件	被疑者は、駐車中の自動車内を物色したものである。		被害車両内部を拭いたガーゼ片	あり	○	○			
16	器物損壊事件	被疑者は、駐輪中のバイクの一部を損壊したものである。		バイクに遺留された爪楊枝を拭いたガーゼ片	あり	○	※（注2）			
17	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		被害現場を拭いたガーゼ片【2点】	あり	○	○			
18	威力業務妨害事件	被疑者は、商店のブレーカーを切断し、停電させ、業務を妨害したものである。		現場に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	※（注2）			
19				現場に遺留された尿ようのものを拭いたガーゼ片	あり	○	※（注2）			

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
20	道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、ガードレールに衝突したものである。		自動車のハンドルに付着した血痕のようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
21			○	自動車内に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	○			
22	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。		現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
23				被害者が使用していた食器を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
24	建造物等以外放火事件	被疑者は、駐車中の自動車を焼損したものである。		現場付近に遺留された手袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
25	窃盗事件	被疑者は、自動販売機内から、現金を窃取したものである。		自動販売機破損部を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		
26	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。		現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】27,28,29,30,31）
27				現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,30,31）
28	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。		現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,29,30,31）
29	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。		現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,30,31）
30				現場に遺留された精液のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,31）
31				現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,30）
32	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者方の敷地内にタバコの吸い殻入りのペットボトルを放置したものである。	○	現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	○			
33	廃掃法違反事件	被疑者は、畑において、廃棄物を投棄したものである。	○	現場に遺留された瓶を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		・うち1点からDNA型（混合含む）を検出
34	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者方家屋にペットボトルを投げつけたものである。		現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
35	建造物侵入・軽犯罪法違反事件	被疑者は、立体駐車場に侵入し、屋上から地上に向けてガラス瓶等を投棄したものである。		現場に遺留されたガラス瓶を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
36	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。		被害車両を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
37	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。		被害者方玄関を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
38	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車に唾液のようなものをかけ、汚損したものである。	○	被害車両に付着した唾液のようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○	○	
39	名誉毀損事件	被疑者は、被害者の名誉を毀損する内容の封書を郵送したものである。		切手	あり	○	※（注2）			
40	廃掃法違反事件	被疑者は、山中において、廃棄物を投棄したものである。		廃棄物から採取した微物	あり	○	○			

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【1-4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定（8件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	道路交通法違反容疑事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、電柱に衝突したものである。		車内に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	※（注2）			
2	傷害容疑事件	通報者が、集合住宅において、血痕ようのものが付着しているのを発見したものである。		現場にあった血痕ようのものを拭った綿棒	あり	○	※（注2）			・鑑定資料から人血は検出されなかった
3	傷害容疑事件	通報者が、駐車場において、血痕ようのものが付着しているのを発見したものである。		現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			・鑑定資料から人血は検出されなかった
4	傷害容疑事件	通報者が、自宅の敷地内において、血痕ようのものが付着しているのを発見したものである。		現場にあった血痕ようのものを拭った綿棒【2点】	あり	○	※（注2）			・鑑定資料から人血は検出されなかった
5	強制性交等容疑事件	関係者から強制性交等の疑いがある旨の通報を受けたものである。		被害者の着衣	あり	○	※（注2）			・関係者からの聴取の結果、事件性がないと判断されたもの
6	詐欺容疑事件	飲食店の客が支払いをせずに立ち去ったものである。		現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留されたフォークを拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】	あり（鑑定中止）					・客が誤って支払いを忘れたものであり、事件性がなかったもの ・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
7	住居侵入・窃盗容疑事件	被疑者は、被害者方から、物品を窃取したものである。		被害者方の扉を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・親族により売却されていたことが判明したものの ・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
8	器物損壊容疑事件	家屋の窓ガラスが小石により損壊したものである。		被害者方にあった小石を拭ったガーゼ片	あり	○	○			・動物を追い払うために投げた石により誤ってガラスが割れたもの

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【II-① 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定（鑑定結果を送致しているもの：49件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
2	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
3	死体遺棄事件	被疑者は、会社の敷地内において、死体を遺棄したものである。	○	不明	参考人の口腔内細胞【2点】	なし（全量消費）					
4	殺人未遂・強姦致傷事件	被疑者は、殺意をもって、被害者に暴行を加えたが、傷害を負わせたにとどまり、さらに、抵抗が困難な被害者に対し、強いて姦淫したものである。	○	別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、被疑者携帯捜査、参考人供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
5	準強制わいせつ事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
6	強姦事件	被疑者は、被害者に対し、強いて姦淫したものである。	○	別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
7	児童福祉法違反事件	被疑者は、被害者が18歳未満であることを知りながら、淫行させたものである。	○	別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、被疑者携帯捜査、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
8	準強制わいせつ事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者供述、自供	参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
9	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	○	ドライブレコーダー、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
10	傷害致死事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせて死亡させたものである。	○	親子関係、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
11	準強制わいせつ事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
12	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金等を窃取したものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
13	児童福祉法違反事件	被疑者は、被害者が18歳未満であることを知りながら、淫行させたものである。	○	SNS、参考人供述、被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
14	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
15	殺人事件	被疑者は、被害者を殺害したものである。	○	参考人供述、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
16	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	カーナビゲーション履歴、被害者供述、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
17	強盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金を強取したものである。	○	防犯カメラ、顔画像鑑定、遺留品	参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
18			○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
19	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
20	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	防犯カメラ、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
21	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
22	強姦事件	被疑者は、被害者に対し、強いて姦淫したものである。	○	被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
23	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
24	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
25	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、カーナビゲーション 履歴、参考人供述、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
26			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
27			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
28	強制わいせつ・未成年者誘拐事件	被疑者は、被害者を連れ出し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
29	強制わいせつ未遂事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしようとしたものである。	○	指紋、防犯カメラ、携帯電話照会	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
30	強姦未遂事件	被疑者は、被害者に対し、強いて姦淫しようとしたものである。	○	防犯カメラ	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
31	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を凶器で刺すなどしたが、刺創等の傷害を負わせたにとどまったものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
32	殺人事件	被疑者は、被害者を殺害したものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
33			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
34			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
35			○		被害者が使用していた歯ブラシ	あり	○				
36	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
37	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者を死亡させたものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
38	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、容疑車両の捜査	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
39	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
40	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。	○	被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
41	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
42	暴行・窃盗事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、さらに、被害者が立ち去った後、同人の物品を窃取したものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
43	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
44	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	目撃者供述、犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
45	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	知人関係	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
46	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	共犯被疑者の供述、遺留品	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
47	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
48	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。	○	捜索差押、押収した犯行時の着衣、防犯カメラ、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
49	業務上過失致死事件	被疑者は、業務上の過失により、被害者を死亡させたものである。	○	目撃者供述	被害者から採取した血液	あり	○	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所において既に残余資料が保管されていなかったもの

C 【II-② 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定（鑑定結果を送致していないもの：67件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
2	窃盗事件	被疑者は、会社の敷地内から、自動車を窃取したものである。	○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
3	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	防犯カメラ、犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
4	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、被害者が被疑車両を写真撮影、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
5	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、参考人供述、被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
6	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
7	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
8	強盗傷人事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせた上、財布を強取したものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
9	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
10	公務執行妨害事件	被疑者は、警察官に対し、暴行を加え、職務執行を妨害したものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
11	準強姦容疑事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、姦淫したものである。	○	防犯カメラ、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
12			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
13	窃盗事件	被疑者は、牛舎の敷地内から、自動車を窃取したものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
14	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
15	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
16	強盗致傷事件	被疑者は、被害者の現金を強取し、被害者を負傷させたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
17	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
18	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
19	窃盗事件	被疑者は、被害者の隙を見て、貴金属を窃取したものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
20	住居侵入・傷害事件	被疑者は、被害者方に侵入し、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
21	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	参考人供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
22	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
23	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
24	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
25	準強制わいせつ事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
26	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
27	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
28	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
29	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
30	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	○	鑑定囑託前に被疑者を通常逮捕	被害者の血液を採取したガーゼ片	あり	○				
31	略取未遂事件	被疑者は、被害者を略取しようとしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
32	強盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金等を強取したものである。	○	指紋、防犯カメラ、カーナビゲーション履歴、被疑者携帯捜査	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
33	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
34	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
35	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	防犯カメラ、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
36	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
37	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
38	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を刃物で切りつけるなどしたが、切創等の傷害を負わせたにとどまったものである。	○	犯行現場において逮捕	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
39	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
40	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
41			○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
42	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
43	強制わいせつ致傷事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をし、傷害を負わせたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
44	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
45	集団強姦事件	被疑者らは、共謀の上、被害者に対し、強いて姦淫したものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
46	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	防犯カメラ	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
47	詐欺事件	被疑者は、警察官等になりすまして被害者にうそを言い、現金を詐取したものである。	○	犯行現場において逮捕	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
48	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
49	窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。	○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
50	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
51	窃盗事件	被疑者は、路上から、バイクを窃取したものである。	○	指紋、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
52	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞【1点】 参考人の口腔内細胞【1点】	なし（全量消費）	○				
53	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
54	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者供述、面割り	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
55	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
56	佐賀県青少年健全育成条例違反事件	被疑者は、被害者が満18歳に満たないことを知りながら、みだらな性行為をしたものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
57	強制わいせつ致傷事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をし、傷害を負わせたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
58	交通死亡事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者が乗車する自動車に衝突し、同人を死亡させたものである。	○	防犯カメラ、ドライブレコーダー、目撃者供述、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
59			○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
60	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
61	住居侵入未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入しようとしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
62	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
63	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			・捜査中の事件
64	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			・捜査中の事件
65	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、下着を窃取したものである。	○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
66	暴行容疑事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
67	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

C 【Ⅲ－1 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（事件性を判断するためのもの：40件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	警察官が、岸壁において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	継続捜査中	死体から採取した血液	あり	○		○	○	
2					参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
3					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
4					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
5					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
6					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
7					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
8	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○		○	○	
9	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった血液のようなものを拭いたガーゼ片	あり	○	※(注2)			
10	警察官が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査 親族からの聞き取り	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
11	発見者が、川の中において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査 親族からの聞き取り	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○				
12	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
13	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
14	警察官が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場にあったタバコの吸い殻【1点】 現場にあった酒瓶を拭いたガーゼ片【1点】	あり	○	○			・タバコの吸い殻から死亡者のDNA型（混合含む）を検出
15	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
16	発見者が、畑において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
17	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
18	警察官が、自動車内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 遺書	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
19	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
20	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
21	発見者が、死亡者方の敷地内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
22					現場にあった血痕ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○	○	○		
23					現場にあった血痕ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○	※(注2)			
24					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
25	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった血痕ようのものを拭った ガーゼ片【2点】	あり	○	○			
26	警察官が、溜め池内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
27	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
28	発見者が、川の中において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
29	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
30	発見者が、海上において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
31	警察官が、水路内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
32	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
33	発見者が、水路内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
34	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 薬毒物検査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
35	発見者が、水路内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
36	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
37	発見者が、竹藪内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
38	発見者が、線路内において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査 防犯カメラ	事件性なし	現場にあった血痕ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○	○			
39	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 親族からの聞き取り	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
40					死体の指を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	※(注2)	○		

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【III-2 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（身元の確認を行うためのもの：34件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの									再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○				
2	警察官が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○				
3	発見者が、溜め池内において、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査 顔貌確認、歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
4	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○		○	○	
5							推定死亡者方にあった歯ブラシ	あり	○	○			
6	警察官が、岸壁において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○				
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○				
8	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○		○	○	
9	発見者が、自動車内において、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査 顔貌確認	身元判明	事件性なし	発見現場にあった歯ブラシ	あり	○	○			
10	発見者が、水路内において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
11	発見者が、川の中において、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
12							推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
13							推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
14	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
15							推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
16							推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
17		○					死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
18	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。			死体見分、環境調査、現場調査 顔貌確認	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
19	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。			死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
20	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。			死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
21		○					死体から採取した爪	あり	○	○			
22	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
23	警察官が、水路内において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査 顔貌確認、防犯カメラ	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
24		○					死亡者方にあった歯ブラシ	あり	○	○			
25	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査	身元未判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
26	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
27	発見者が、海上において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元未判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○	○	○	

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の 写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの								再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
28	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
29	発見者が、山中において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
30						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
31						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
32	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 顔貌確認、親族からの聞き取り	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
33						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
34		○				死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

C 【IV 死体の身元を確認するための鑑定（40件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
2		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
3	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
4	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
5	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
6		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
8		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
9	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
10		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
11	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
12		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
13	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
14	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
15		○		死亡者方から採取した歯ブラシ	あり	○	○			
16	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
17		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
18	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
19		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
20	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
21	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
22		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
23	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
24		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
25		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
26	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○				
27		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
28		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
29	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
30	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○				
31				推定死亡者が使用していた歯ブラシ	あり	○	※(注2)			
32		○		推定死亡者方から採取した箸を拭ったガーゼ片	あり	○				
33		○		推定死亡者方から採取した空き缶を拭いたガーゼ片	あり	○				
34				推定死亡者方から採取した箸を拭いたガーゼ片	あり	○	○			

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
35	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○				
36		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
37	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○				
38		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
39		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
40		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定（13件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	行方不明事案			発見	行方不明者方にあった歯ブラシ【1点】 行方不明者方にあったペットボトルを拭ったガーゼ片【1点】	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
2	行方不明事案			発見	行方不明者の親族の口腔内細胞	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
3					行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
4					行方不明者が吸ったタバコの吸い殻	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
5	行方不明事案			発見	行方不明者が使用していた眼鏡を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
6		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
7		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
8	行方不明事案	○		発見	行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			
9	行方不明事案	○		行方不明者届取下げ	行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			
10	行方不明事案	○		行方不明者届取下げ	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
11		○			行方不明者の親族が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			
12	行方不明事案	○		発見	行方不明者の髭片	あり	○	○			
13		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-1 ① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：2件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が 検出されたもの	
1	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	血液鑑定	○		自供	自動車に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○			
2	軽犯罪法違反事件	被疑者は、下半身を露出したものである。	尿鑑定	○		目撃者供述、自供	現場付近に遺留された尿ようのものを拭いたガーゼ片	あり	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-1 ② 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果		鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの	捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	性的姿態等撮影事件	被疑者は、トイレ内に小型カメラを設置し、用便する被害者を撮影したものである。	毛髪鑑定		防犯カメラ、自供	現場に遺留された毛髪ようのもの	あり（引き継ぎ）				・他の鑑定人に引き継がれたもの

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI- 2 捜査中の事件に関する鑑定（1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	強制わいせつ致傷事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をし、傷害を負わせたものである。	毛髪鑑定		被害者の着衣・リュックサックから採取した毛髪のようなもの【7点】	あり（引き継ぎ）				・他の鑑定人に引き継がれたもの

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	銃刀法違反事件	被疑者は、日本刀を所持したものである。	血液鑑定		日本刀の刃体を拭ったガーゼ片	あり	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：2件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	器物損壊事件	被疑者は、被害者の衣服に精液のようなものをかけ、汚損したものである。	精液鑑定	○	現場に遺留された精液のようなものを拭いたガーゼ片	あり	○			
2			精液鑑定	○	被害者の着衣に付着した精液のようなものを拭いたガーゼ片【2点】	あり	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI- 4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定（1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	列車事故	被害者が、列車と接触し、傷害を負ったものである。	血液鑑定	○	列車に付着した血痕のようなものを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VII 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（事件性を判断するためのもの：3件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果		資料等から確認された事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
			鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	精液鑑定			解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	事件性なし	死亡者方から採取されたティッシュ	あり	○	○		
2	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	唾液鑑定			死体見分、環境調査、現場調査 薬毒物検査	事件性なし	除草剤容器を拭ったガーゼ片	あり	○			
3	発見者が、畑において、骨ようのものを発見したものである。	骨鑑定		※(注2)		事件性なし	現場で採取された骨ようのもの	あり	○			

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 動物の骨と確認されたもの